

同盟と抑止 —集团的自衛権議論の前提として—

栗 田 真 広

- ① 集团的自衛権の行使に関する最近の我が国の議論は、その大部分を法的又は軍事的な観点からの議論が占めているが、集团的自衛権の行使とも密接な関係にあり、その議論の前提となるべき同盟や抑止に関する国際政治学・戦略論の観点からの議論は、十分に深まっていない。だが、これらの議論、特にその理論的側面は、個別具体的な法的・軍事的議論を越えて、我が国の同盟や抑止に関する政策の方向性を定める上で、重要な意味を持つ。
- ② 同盟による抑止においては、同盟相手国が提供する共同防衛に関するコミットメントの履行の確実性をいかに担保するかが重要になる。同盟関係は、基本的には「取引」の関係であり、「取引」の中での「価値」提供の一形態として供与されるコミットメントの履行を確実にするためには、その対価となる「価値」の提供として、同盟上の安全保障協力を拡充することは選択肢の一つとなる。日米同盟の文脈でも、同盟協力がそうした意味合いを持ってきた経緯がある。
- ③ 他方で、抑止は本質的に、その成否を被抑止国の認識に依存するものであり、同盟間で有事におけるコミットメントの履行に関する意思が確認されていても、これが被抑止国には伝わらず、結果として抑止の失敗を招くことがありうる。また、コミットメントに依拠した抑止の信頼性は相互依存性を有するため、一つのコミットメントが履行されないことが他のコミットメントの信頼性を毀損しかねないが、被抑止国を含む第三国から見て「履行される可能性の高い」コミットメントについては、この限りではない。
- ④ 同盟相手国によるコミットメントの履行を確実にするために同盟協力を強化することには、本来自国には関係のない戦争に「巻き込まれる」リスクが伴い、特に同盟関係の中でより国力の小さい「ジュニア・パートナー」にとっては、これを避けながらいかにコミットメントの履行を確保していくのが大きな課題となる。他方、同盟強化の動きは、それが被抑止国との間で「安全保障のディレンマ」を招く可能性が指摘されるが、これについては被抑止国の意図を精査する必要があるとともに、偶発的な衝突のエスカレーションを防ぐ信頼醸成措置を構築していくことが重要である。
- ⑤ 近年、東アジア地域において、エスカレーション・ラダーの高次のレベルで安定性が達成されることで、より低次のレベルでの挑発行動が発生しやすくなる、「安定—不安定のパラドックス」が生起しているとの主張が多く見られる。こうした形で発生する挑発行動に対しては、エスカレーション・ラダーの同等のレベルで対処できる策を講じることが重要である。一方、より高次へのエスカレーションの可能性を威嚇することで抑止を行うことも不可能ではないが、それには一定の困難が伴う可能性がある。

同盟と抑止

—集団的自衛権議論の前提として—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
外交防衛課 栗田 真広

目 次

はじめに

I 同盟強化とコミットメント

- 1 コミットメントの確実性
- 2 日米同盟におけるコミットメントと集団的自衛権

II 抑止と信頼性

- 1 「取引」の不確実性
- 2 コミットメントの相互依存性

III 同盟におけるディレンマ

- 1 「見捨てられ」と「巻き込まれ」
- 2 安全保障のディレンマ

IV 安定—不安定のパラドックス

おわりに

はじめに

2014（平成26）年7月1日、第2次安倍晋三政権は、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題された閣議決定（以下「7・1閣議決定」とする）を行った。この閣議決定は、従来の我が国の安全保障政策の大きな転換点になりうるとの指摘がなされるものであり⁽¹⁾、決定に至るまでに、賛否両方の側から、極めて多くの議論が提起されたが、その中心が、集団的自衛権の問題であったことは言うまでもない。

この集団的自衛権行使に関する議論を概観するとき、一つ明らかなのは、その大部分を、法的又は軍事的な観点からの議論が占めていたことである。特に、閣議決定による集団的自衛権の限定的行使容認という今回の手法の是非を立憲主義の観点から論じるものや⁽²⁾、閣議決定文の起草に至る段階での与党協議で、集団的自衛権等が問題になる具体的ケースとして政府が提示した「事例」の法的・軍事的側面を論じたものが中心であった⁽³⁾。

これに対して、集団的自衛権の行使と、それを受けた我が国の安全保障政策に関する、同盟や抑止といった国際政治学・戦略論の観点からの議論は、相対的にあまり深まらなかったように思われる。政府が7・1閣議決定の意義について、日米同盟の強化による抑止力向上を挙げ⁽⁴⁾、その閣議決定で最も同盟に関わりが深いのが集団的自衛権の部分であり、そして行使容認を受けて「自衛隊は何ができるのか」がこれ

だけ議論されたにもかかわらず、結果としてそれがなぜ我が国の直面する脅威に対する抑止力向上になるのかという論理が一般には充分理解されていない点に⁽⁵⁾、それが端的に示されているのではないだろうか。

我が国の議論では、一部の専門家を除いてほとんど顧みられることがないが、本来こうした集団的自衛権論議の前提となるべき同盟や抑止に関する議論は、国際政治学・戦略論が冷戦期から徹底して扱ってきたものであり、その中では当然、同盟強化によって抑止力が向上する論理についても議論がなされてきた。これらの議論、特にその理論的な枠組みは、個別具体的な法的・軍事的議論を越えて、我が国としての安全保障政策、特にその同盟や抑止の側面に関する方向性を定めていく上で重要な示唆を提供してくれるものであり、逆にこの点に関する理解がなければ、今後行われるであろう、7・1閣議決定を受けた安全保障法制の国会審議も、バランスを欠いたものになる危険があるといえよう。

以上を踏まえ、本稿の目的は、集団的自衛権論議のいわば前提となるものとして、国際政治学・戦略論の理論のうち、集団的自衛権の問題と関係が深いと思われる概念等を取り上げ、説明を加えるとともに、現実の集団的自衛権行使の問題を考える上で重要となる、理論上の論点を提示する。ここで対象としたものには、先に挙げた、集団的自衛権の行使が抑止力の向上に繋がる論理に加え、同盟による抑止という行為に関連の深い概念や、今日の集団的自衛権論議における行使反対論がしばしば言及する概念なども含まれる。ただし、集団的自衛権の問題は、

(1) 「集団的自衛権 限定容認 安保政策を転換」『読売新聞』2014.7.2.

(2) 例えば、宮崎礼壹「憲法九条と集団的自衛権は両立できない」『世界』859号, 2014.8, pp.148-154.

(3) 例として、柳澤協二『亡国の安保政策—安倍政権と「積極的平和主義」の罫—』岩波書店, 2014, pp.49-71; 水島朝穂「集団的自衛権行使が憲法上認められない理由」奥平康弘・山口二郎編『集団的自衛権の何が問題か—解釈改憲批判—』岩波書店, 2014, pp.119-160.

(4) こうした見解を示した例として、第186回国会参議院外交防衛委員会会議録第19号 平成26年5月29日 p.2.

(5) 谷田那一「集団的自衛権論議に抜け落ちている視点はないか（上）—安倍首相の本当の意図」『WEBRONZA』2014.9.30. <<http://webronza.asahi.com/politics/articles/2014092900006.html>> なお、本稿におけるオンライン資料の最終アクセス日は、2015年2月4日である。

政治的に大きく立場が分かれる問題であり、理論の説明を踏まえた論点の提示は、飽くまで理論上のレベルにとどめ、今後の議論の参考に供することにしたい。

なお、本稿は、集団的自衛権の行使が、基本的には同盟や抑止の問題としての性質が強いと考えられることから、これらに関する理論を取り上げるが、一方で、我が国の集団的自衛権の行使には、それ以外にもいわゆる国際貢献、すなわち国際社会の中で責任ある役割を担うことや、それによる我が国の国際的地位の向上といった側面があることも事実である⁽⁶⁾。また、集団的自衛権と同盟・抑止の関係についても、本稿で取り上げる、いわゆる戦略レベルの理論によって理解されるものだけではなく、より実務的な側面で、自衛隊と米軍の共同行動や、第三国との安全保障協力を円滑にすることで抑止力の向上に繋げるといった側面も存在する⁽⁷⁾。しかしながら、本稿の趣旨と紙幅の都合上、これらについては基本的に割愛することとした。

I 同盟強化とコミットメント

冒頭で述べたとおり、7・1閣議決定に至るまでの集団的自衛権に関する議論の中では、その前提となるべき同盟や抑止のあり方に関する議論が十分に深まらなかった。そして、これを顕著に示しているのが、集団的自衛権の行使容認

という、どちらかといえば我が国が同盟相手国への協力を拡充することを可能にする措置が、なぜ我が国にとっての抑止力の強化に繋がるのかという点について、十分に理解が広がっているとは言い難いことである。この点に鑑み、本稿ではまず、そもそも同盟による抑止がどのように構成されるのかという点から議論を始める。

1 コミットメントの確実性

同盟の定義は様々ながら、主なものを一つ挙げるならば、「国家安全保障問題における協力を目的とした二国間又は多国間の公式協定」⁽⁸⁾という定義がある。今日、同盟国間の協力は必ずしも安全保障分野に限定されないが、同盟の中心的な要素が依然そこにあることは間違いない⁽⁹⁾。そして、同盟国間の安全保障協力の内容は様々であり、装備品の供与や基地の提供、相手国の作戦行動への支援など多岐にわたるが、やはり最も重要かつ象徴的なのは、有事の共同防衛と、その共同防衛の公約、すなわちコミットメントであろう。

他方、同盟の文脈に限らず、軍事における抑止とは、攻撃を試みようとする相手国に対し、耐え難い損害を与えるとの威嚇を発するか、攻撃を行ってもそれによる利得を与えないだけの能力を誇示することで、攻撃を思いとどまらせるものである⁽¹⁰⁾。これを同盟の文脈でとらえるならば、自国だけでは抑止に必要な軍事力を

(6) 例えば、渡邊啓貴「集団的自衛権行使と海外派兵議論を区別せよ—試される日本の政治的成熟度—」『改革者』55巻10号、2014.10、pp.22-25。

(7) これらについては、香田洋二『賛成・反対を言う前の集団的自衛権入門』幻冬舎、2014、pp.30-33; ピーター・エニス「日米の情報一体化が抑止力向上に繋がる」マイケル・グリーン氏に聞く日本の安全保障」『東洋経済 ONLINE』2014.9.14。<<http://toyokeizai.net/articles/-/48001>>; Narushige Michishita, "Can Japan Exercise Collective Self-Defence Effectively?" *East Asia Forum*, June 21, 2014. <<http://www.eastasiaforum.org/2014/06/21/can-japan-exercise-collective-self-defence-effectively/>> を参照のこと。なお、この観点からは、有事における実際の集団的自衛権の行使よりも、これまで集団的自衛権の不行使ゆえに制約がかけられてきた、平時の安全保障協力を強化できることに着目すべきとの指摘がなされている。

(8) Ole R. Holsti et al., *Unity and Disintegration in International Alliances: Comparative Studies*, New York: John Wiley and Sons, 1973, p.4.

(9) 土山實男『安全保障の国際政治学—焦りと傲り— 第2版』有斐閣、2014、pp.295-296。

(10) 前者は懲罰的抑止 (deterrence by punishment)、後者は拒否的抑止 (deterrence by denial) と呼ばれる。Robert Jervis, *The Illogic of American Nuclear Strategy*, Ithaca: Cornell University Press, 1984, p.75; Glenn H. Snyder, "Deterrence and Power," *Journal of Conflict Resolution*, vol.4, no.2, June 1960, p.163.

確保できない場合に、同盟相手国の軍事力を「借りて」それを確保することであるといえる。

しかし、こうした抑止の成立には、有事には同盟国が約束したとおりの助力を提供してくれること、言い換えれば同盟のコミットメントが確実に履行されることが必要になる。仮にコミットメントが履行される可能性が低いなら、期待値の問題として、それに依拠した抑止力も当然減じられてしまう。それゆえ、逆にいえば、自国に対する同盟相手国のコミットメントの履行可能性を高めることによって、同盟としての抑止力を強化することが可能になる⁽¹¹⁾。

日米同盟に限らず、同盟の議論では、コミットメントがいざ必要なきに本当に履行されるのかという点が、常々重要な論点となってきた。共同防衛を約したコミットメントは、多くの場合、何らかの形で同盟条約等に明文化され、その代表的なものとして北大西洋条約が挙げられる⁽¹²⁾。とはいえ、同盟条約上に明文の規定があろうとなかろうと、こうしたコミットメントの履行は決して究極的に保証されたものではない。この点は、冷戦期の米国にとって、西欧の北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization: NATO）同盟国に、ソ連の西欧侵攻が発生した場合には米国のコミットメントが確実に履行されるという点を納得させることがいかに困難であったかという点からも明らかである⁽¹³⁾。それゆえ、同盟相手国からの安全保障協力を安全保障上依拠するところの大きい国家は、有事

が発生した場合に、同盟相手国から「見捨てられる」ことを恐れ、コミットメントが履行されることを確実にしようとする。

このコミットメントの履行確保を論じる上では、しばしば指摘される、同盟関係の「取引」としての性質に目を向ける必要がある。通常、置かれた環境も政策的選好も異なる国家間においては、一定のレベルで脅威認識や利益の一致をみることはあっても、それらが完全に一致するようなことはおよそ想定しがたい⁽¹⁴⁾。それゆえ多くの同盟関係においては、同盟国間で、それぞれの当事国が相手国に対して何らかの「価値」を提供する代わりに、相手国から何らかの「価値」を受け取る「取引」が行われ、そのバランスが取れている限りにおいて、同盟が成立し、存続する⁽¹⁵⁾。ここで取り交わされる「価値」の中でも中核的なのが、同盟国間での様々な安全保障協力や共同行動であるが、同盟国に対する有事の防衛義務とそのコミットメントは、その最も重大な類型として位置づけることができる。

加えて留意しなければならないのは、この同盟国間での「取引」は何らかの定式に基づく静的なものではない点である。むしろ同盟のそれぞれの当事国は、「取引」のバランスが崩れて同盟が解消されない範囲で、可能な限り同盟相手国を自身の望むように動かし、自身の取り分を多く、また確実に得られるようにしようとする一方、負担は軽くしようとする、「交渉（bar-

(11) これを、同盟相手国のコミットメントによって提供される抑止力の面に焦点を当てれば、いわゆる拡大抑止（extended deterrence）の議論になる。自国に対する攻撃の抑止と比べて、拡大抑止の場合に、抑止側の能力面よりも、拡大抑止の提供国が本当に同盟相手国との共同防衛に従事するのかという意思の面がより問題になりやすいことが、同盟に関する理論研究の中で指摘されている。Glenn H. Snyder, *Deterrence and Defense: Toward a Theory of National Security*, Princeton: Princeton University Press, 1961, p.79.

(12) 例えば、北大西洋条約第5条は、1又は2以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなし、そうした武力攻撃が発生した際には、各締約国が個別的又は集団的自衛権を行使して、攻撃を受けた締約国を援助することを定めている。

(13) 梅本哲也『核兵器と国際政治 1945-1995』日本国際問題研究所, 1996, pp.138-140.

(14) 同盟の研究においては、今日、同盟が必ずしも国家間の利益の共有のパターンに沿う形で形成されるわけではないとの考え方が定着している。ランドル・L・シュウエラー「同盟の概念」船橋洋一編著『同盟の比較研究—冷戦後秩序を求めて—』日本評論社, 2001, p.264.

(15) 土山 前掲注(9), pp.326-327.

gaining)」を展開する。この「交渉」における立場の強さは、各当事国が提供する「価値」に対して、同盟相手国がどれだけ依存しているかによって左右される。⁽¹⁶⁾

こうした同盟の理解を前提にしたとき、自国の側からいわば「対価」として提供する「価値」の拡大という行為が、相手国が同じく「価値」の提供の一形態として行うコミットメントの履行をより確実にするという結果と結びつく。「取引」の論理からすれば、共同防衛コミットメントの履行に釣り合うだけの「対価」が得られてこそ、相手国にとっては実際にその履行を行う誘因が高まるし、さらにいえば、自国の提供する「価値」への依存を相手国が深めるほどに、同盟の「交渉」における自国の立場が強まり、相手国によるコミットメントの履行をより確実なものにできることになる。

2 日米同盟におけるコミットメントと集団的自衛権

同盟理論の枠組みそのものに関する議論からはやや外れるが、本稿の趣旨の関係上、日米同盟の文脈での日本側の同盟協力拡大にも、こうした「取引」の側面があったこと、そして今日に繋がる集団的自衛権行使容認に関する議論が、基本的には同盟協力拡大の文脈の中で出てきたものであることについて、簡単に言及しておきたい⁽¹⁷⁾。

同盟の「取引」における「価値」の提供を拡大することで、米国のコミットメントの履行を確保するというアプローチが日米同盟においても該当することは、拓殖大学の川上高司教授が、本稿でいう「価値」を「同盟国の義務」という

語で表したモデルを用いて指摘している。このモデルは、日米同盟の「取引」の日本側について定式化したもので、日本の「同盟国の義務」は、有事に際しての共同行動と、基地の提供と維持という二本の柱から成っており、これらの「義務」を組み合わせて果たすことで、「同盟国の義務」の水準を一定に保ち、「見捨てられ」を回避するのが、同盟管理上の日本の基本的戦略となる⁽¹⁸⁾。

より具体的な日米間の防衛協力の経緯の面で見ても、我が国が同盟上の対米協力を拡大してきた背景に、米国による「見捨てられ」を回避するという目的があったことは明らかであろう。例えば、1978年の旧「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)策定や、1980年代における有事の際の1,000海里のシーレーン防衛の表明などの背景に、日米間の経済的力関係の変化と、冷戦におけるデタントの到来と崩壊という背景の中で、米国のコミットメントが揺らぐことへの恐怖があったとの指摘がなされている⁽¹⁹⁾、1994年の朝鮮半島危機の後、新ガイドライン及び周辺事態法の下での同盟協力の強化に日本側が踏み出していったことにも、「見捨てられ」の懸念を低減するという意味があった⁽²⁰⁾。さらに2000年代に入ると、我が国はアフガニスタン・イラクへの自衛隊派遣を行ったが、その背景に、米国の関心がそれらの地域に集中する一方、我が国の近隣では北朝鮮の核兵器開発の進展や中国の台頭など安全保障環境の不安定化がある中で、米国のコミットメントを確保する意図があったことは、小泉純一郎政権によるイラク派遣の意義に関する説明にも明確に表れている⁽²¹⁾。

(16) Glenn H. Snyder, *Alliance Politics*, London: Cornell University Press, 2007, pp.165-167.

(17) なお、日米間の防衛協力の経緯に関する詳細は、本号に掲載の、等雄一郎「日米関係から見た集団的自衛権論議—日米防衛協力の進展と集団的自衛権—」を参照のこと。

(18) 川上高司『米軍の前方展開と日米同盟』同文館出版, 2004, pp.282-283.

(19) 坂元一哉「日米同盟における「物と人との協力」「人と人との協力」」『外交フォーラム』205号, 2005.8, p.18; 土山 前掲注(9), p.328.

(20) 信田智人「日本から見た日米同盟の費用と効果」猪口孝監修, 猪口孝ほか編『日米安全保障同盟—地域的多国間主義—』原書房, 2013, p.30.

そして、同盟協力の拡大の流れの中で、自衛隊による同盟協力上の最も大きな制約要因として、ある種の「象徴」となってきたのが、集団的自衛権の問題であった。特に冷戦終結以降、協力の内容が日本本土の防衛との直接的な結びつきが薄い領域へと拡大するにつれて、集団的自衛権の行使とそれに付随する「武力行使との一体化」に関する制約が、注目を浴びるようになっていった。

そうした中で、2000年に、後にジョージ・W・ブッシュ（George W. Bush）政権下で国務副長官に就任するリチャード・アーミテージ（Richard Armitage）らを中心とした、米国の超党派のグループが発表したのが、今日の集団的自衛権行使容認論に通じる議論の「はしり」としてしばしば参照される、「アーミテージ・レポート」である。この報告書では、日本が日米同盟の枠組みにおいて一層の安全保障協力を行い、それによって米国と平等な同盟パートナーとなることを歓迎するよう、米政府に求めるとともに、そうした協力を進める上での制約が、日本側の集団的自衛権の不行使であると明確に述べていた⁽²²⁾。ここで、日本側が進めることが期待されていた同盟協力の内容は、概ね今日の議論に反映されている。

先述の理論的枠組みと、こうした日米同盟の経緯を考えれば、我が国の集団的自衛権の行使に伴う同盟協力の拡大にも、同盟の「取引」の下で米国のコミットメントの履行をより確実なものとし、それによって我が国が直面する脅威に対する抑止力を向上させることが意図されている面がある点を読み取れるであろう。

II 抑止と信頼性

ここまで、同盟相手国のコミットメント履行の確実性を高めることで、同盟としての抑止力を向上させることが可能であるとの議論を展開してきた。しかしながら、より厳密に言えば、本来は同盟国間でのコミットメントの確保が、そのまま抑止力の向上に結びつくわけではない。一般論として、抑止の成否は、究極的には攻撃を行うか否かを最終的に意思決定する被抑止国の認識に依存する⁽²³⁾。これは極端に言えば、同盟国間では有事にコミットメントを履行する固い意思が確認されていようとも、それが被抑止国に正しく伝わり、攻撃を思いとどまらせる効果を生むことは必ずしも保証されないことを意味する。それゆえ、同盟としての抑止の信頼性（credibility）をいかに向上させるかが問われることになる。

1 「取引」の不確実性

この観点からすれば、「取引」を通じた同盟相手国のコミットメント履行の確保には、逃れえない弱点がある。たとえ、一方の当事国がどれだけの「価値」を同盟相手国に提供していたとしても、同盟相手国によるコミットメントの履行は全く自動的なものではなく、そこには常に同盟相手国の意思決定が介在し、究極的には「逃げ道」が存在する。抑止理論の研究で知られるトーマス・シェリング（Thomas C. Schelling）メリーランド大学名誉教授が指摘するように、こうしたコミットメントを履行しない「逃げ道」が存在する状況においては、攻撃国がいわば希望的観測を抱き、公約が履行されないと予測し

(21) 「自衛隊派遣1年延長決定 小泉首相、対米重視を強調」『朝日新聞』2004.12.10.

(22) Richard L. Armitage et al., *The United States and Japan: Advancing Toward a Mature Partnership* (INSS Special Report), Washington, D.C.: NDU Press, October 11, 2000, pp.3-4.

(23) Clark A. Murdock et al., *Exploring the Nuclear Posture Implications of Extended Deterrence and Assurance: Workshop Proceedings and Key Takeaways*, Washington, D.C.: Center for Strategic & International Studies, 2009, p.1. <http://csis.org/files/publication/100222_Murdock_NuclearPosture_Print.pdf>

て行動に出る可能性が残ることになる⁽²⁴⁾。仮にそうなれば、抑止は失敗である。

冷戦期における西側の抑止をめぐる議論の中核にあった拡大抑止の信頼性の問題は、基本的にはこの点に関するものである。冷戦期、通常戦力で優るソ連の脅威を前にした NATO は、ソ連が西欧への通常戦争に訴えた場合には、米国が戦略核戦力を発動してソ連本土への報復核攻撃に訴えるとの威嚇に依拠して、ソ連の軍事行動を抑止しようと試みたが、1950年代末ごろから、ソ連が米国本土への報復核攻撃を行う可能性が浮上し、この抑止の信頼性は大きく損なわれた⁽²⁵⁾。結果として懸念されたのは、米国の介入はないと予測したソ連が、実際に通常戦力で西欧へ侵攻することであった⁽²⁶⁾。

こうした「逃げ道」の存在が想起されうるがゆえに、コミットメント履行の確実性が被抑止国に伝わらないという問題の解決策として、シェリングが提示したのが、その「逃げ道」を塞ぐこと、言い換えればコミットメントの供与国が、望むと望まざるとにかかわらず、それを履行せざるを得ない状況を作ってしまうことである⁽²⁷⁾。冷戦期の米国が取った、拡大抑止の信頼性を維持するための施策は様々であったが、その柱の一つは、この論理に基づく「仕掛け線 (tripwire)」の設置、具体的には、想定される欧州正面での通常戦争に必然的に「巻き込まれる」形で、米軍部隊を事前配備することであった。米国がそうした部隊配備を行ったのは、同盟国の軍隊と共同で当該国の防衛に当たること

も念頭にはあったものの、それ以上に、いざ欧州で戦争が発生した場合には、これらの部隊が「巻き込まれ」て「英雄的に死ぬ (die heroically)」ことで、欧州での戦争が、たとえ米国自身が望まなくとも米国を巻き込んでエスカレートする、という状況を予め作り出すことを意図していた⁽²⁸⁾。また、予想されるソ連軍の進路に、戦略核と比べて使用上の統制が緩くなりがちな戦術核を配備し、欧州での通常戦争の発生時には、米国の政治指導部が、自国が関与せざるを得なくなる核戦争へのエスカレーションを回避したいと望んでも、戦場での混乱の中で核使用が半ば「自動的に」発生し、米国が巻き込まれていく状況を作るという施策も試みられた⁽²⁹⁾。

なお、「仕掛け線」の設置によって抑止の信頼性を補強するという手法は、決して冷戦期に特有のものではない。現代でも米韓同盟の在韓米軍は、北朝鮮が南進する際の「仕掛け線」と位置づけられている⁽³⁰⁾、我が国の場合でも、在日米軍の存在意義について、同様に「仕掛け線」となることも意図されているとの見方がなされることがある⁽³¹⁾。

2 コミットメントの相互依存性

信頼性の問題を考える上で、もう一つ重要なのは、コミットメント及びそれに立脚した抑止の信頼性は、基本的に相互依存性を有するという点である。「評判 (reputation)」の問題としても論じられるこの性質は、ある事例において何らかの行動を取ることを約したコミットメント

(24) Thomas C. Schelling, *Arms and Influence*, 2008 edition, New Haven: Yale University Press, 2008, p.48.

(25) 梅本 前掲注(13), p.59.

(26) Robert Jervis, *The Meaning of the Nuclear Revolution*, Ithaca: Cornell University Press, 1989, pp.19-20.

(27) Schelling, *op.cit.*(24), p.43.

(28) *ibid.*, pp.47-48.

(29) George H. Quester, "The Continuing Debate on Minimal Deterrence," T.V. Paul et al., eds., *The Absolute Weapon Revisited: Nuclear Arms and the Emerging International Order*, Michigan: University of Michigan Press, 1998, p.169.

(30) Chang-hee Nam, "Relocating the U.S. Force in South Korea: Strained Alliance, Emerging Partnership in the Changing Defense Posture," *Asian Survey*, vol.46, no.4, July/August 2006, p.617; 倉田秀也「在韓米軍再編と指揮体系の再検討—『戦略同盟 2015』修正の力学—」『国際安全保障』42 巻 3 号, 2014.12, p.31.

(31) 川上高司「オバマ・ドクトリンと日米同盟—オバマ訪日後のアジア—」『海外事情』62 巻 7・8 号, 2014.7・8, p.93; 布施哲『米軍と人民解放軍—米国防総省の対中戦略—』講談社, 2014, pp.208-212.

が守られないことで、当該国による他のコミットメントの信頼性も損なわれることを意味するものであり、またその裏返しとして、冷戦期にしばしば提唱されたように、たとえ自国にとってそれほど重要ではない利益のためにでも高いコストを支払う姿勢を見せることで、抑止の信頼性を全般的に向上させられるとの論理を導くものである⁽³²⁾。

多数の国と同盟関係を結んでいることに加え、公式な同盟でなくとも、何らかのコミットメントを供与している事実上の同盟国を多数有する米国の場合、各コミットメントの信頼性は、相互依存的なものとしてとらえられやすい。もちろん、論理的には、ある事例で約したとおりの対応を取らなかったことが、そのまま他の事例でのコミットメントの不履行には直結しない⁽³³⁾。しかしながら、コミットメントを履行しないという意思決定の過程が外からは見えない以上、分かりやすい論理としての「前回の事例で公約を履行しなかったことを考えれば、次も履行されない」という論理は力を持ちやすい。近年の例を挙げるならば、正式な同盟の例ではないが、2013年8月に、シリアのバッシュアール・アサド（Bashar Assad）政権が反政府勢力に対して化学兵器を使用し、米国の示唆してきた「レッドライン」を越えたにもかかわらず、米国は軍事介入を行わなかった。このことが、自国や同盟国・友好国の利益の保全や国際秩序の維持の

ために行動を起こすとの米国の一般的なコミットメントの信頼性を毀損し、結果として翌年のロシアのクリミア介入のような現状変更行動を引き起こしたとの指摘は広く見られた⁽³⁴⁾。

こうした相互依存性の含意は二つ考えられる。一つは、コミットメントの供与国の姿勢が「弱腰」であるとの一般的認識が強まっている状態で、あるコミットメントの不履行によって他のコミットメントの信頼性が毀損されて現状変更行動を招くとき、さらにそこでもコミットメントが十分に履行されなければ、実際の事情がいかなるものであるにせよ、「弱腰」ゆえに履行されなかったととらえられ、それがさらなる信頼性の低下と現状変更行動を招くというスパイラルを招来する可能性があるという点である。先に触れた、米国のシリア不介入の例でいえば、それを受けたとの見方がなされるロシアのクリミア介入の際には、この危機での米国の対応が断固としたものでなかったことに鑑みて、被抑止国の評価ではないものの、米国の同盟国からコミットメントの信頼性を不安視する声が上がっていたとの指摘もある⁽³⁵⁾。

他方で、相互依存的であるとはいっても、そもそもある国が同盟相手国に供与するすべてのコミットメントの履行可能性が同等であるはずがなく、当然被抑止国から見たコミットメントの信頼性も同等ではない。この観点からは、もう一つの含意として、当該コミットメントが、

⁽³²⁾ Schelling, *op.cit.*(24), p.55.

⁽³³⁾ そのため、冷戦期から、コミットメントの相互依存性に関する議論はしばしば批判的検討の対象とされてきた経緯がある。Patrick M. Morgan, "Saving Face for the Sake of Deterrence," Robert Jervis et al., *Psychology and Deterrence*, Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1985, pp.129-136. 一方で、今日でも依然として、コミットメントの信頼性における評判の問題は重要ととらえられているとの指摘もある。Timothy W. Crawford, "The Endurance of Extended Deterrence: Continuity, Change, and Complexity in Theory and Policy," T.V. Paul et al., eds., *Complex Deterrence: Strategy in the Global Age*, Chicago: The University of Chicago Press, 2009, p.285.

⁽³⁴⁾ Jim Lobe, "U.S. Hawks Take Flight over Ukraine," *Inter Press Service*, March 4, 2014. <<http://www.ipsnews.net/2014/03/u-s-hawks-take-flight-ukraine/>>; John McCain, "Obama Has Made America Look Weak: John McCain on Responding to Russia's Aggression," *New York Times*, March 14, 2014. <http://www.nytimes.com/2014/03/15/opinion/mccain-a-return-to-us-realism.html?_r=0>

⁽³⁵⁾ 「陰る米 揺らぐ秩序 動く中ロ 同盟国は危機感」『朝日新聞』2014.4.18. また、米国のコミットメントの信頼性が全般的に揺らいでいる中で、米国がクリミア危機で強い姿勢を取る必要を指摘する議論もあった。John Cornyn, "Cornyn: The Perils of Foreign-Policy Weakness," *Washington Times*, May 13, 2014. <<http://www.washingtontimes.com/news/2014/may/13/cornyn-the-perils-of-weakness/print/>>

被抑止国を含む第三者の目から見て、「履行される可能性が高い」と映ることが大きな意味を持つことが指摘できる。被抑止国にとっては、当該コミットメントの供与国は、もしそうした「履行される可能性の高そうな」コミットメントでさえも履行しなかった場合には、被抑止国を含む第三者から見た自国の信頼性一般を毀損する程度がより大きなものになると懸念し、それゆえ当該コミットメントを履行する強い誘因が働く、との推論が成り立つためである⁽³⁶⁾。このとき、防衛義務を明記した公式な同盟条約の存在や、政府首脳や高官によるコミットメントを必ず履行する旨の声明の発出、同盟の運用に関する同盟国間での緊密な協議の実施、同盟国間の社会的・文化的な紐帯などは重要な意味を持つことになる。

Ⅲ 同盟におけるディレンマ

おそらく、我が国の集団的自衛権行使に関する議論の中で、比較的よく引用された国際政治学上の概念を挙げるとすれば、一つは「見捨てられ」と「巻き込まれ」から成る、同盟相手国との間で生じる同盟のディレンマ (alliance dilemma) であり、もう一つは、被抑止国との間で生起する、安全保障のディレンマ (security dilemma) である。これらはいずれも、集団的自衛権の行

使に消極的な側が、行使容認の結果として発生する副作用として取り上げることが多いものであり⁽³⁷⁾、ここでも議論の対象としておきたい⁽³⁸⁾。

1 「見捨てられ」と「巻き込まれ」

マイケル・マンデルバウム (Michael Mandelbaum) ジョンズ・ホプキンス大学教授は、同盟関係に関する議論の中で、「見捨てられる恐怖 (fear of abandonment)」「巻き込まれる恐怖 (fear of entrapment)」から成る同盟のディレンマを提示している⁽³⁹⁾。

このディレンマは概ね、先に提示した「取引」としての同盟モデルの中で理解することができる。すなわち、同盟国によるコミットメントの履行をより確実なものとするために、「価値」の提供として同盟協力を拡大したり、それに関する公約を表明したりといった行為は、同盟を強化し、「見捨てられ」のリスクを低減するものとして位置づけられる。しかしながら、そうした同盟の強化は必然的に、本来関わらずに済んだはずの、同盟相手国の戦争に「巻き込まれる」リスクを増大させる。他方で、「巻き込まれ」を恐れて同盟相手国から距離を取り、「価値」の提供を手控えるならば、「見捨てられ」、すなわち自国の望む形でコミットメントが履行されない事態に直面する可能性が高まることになる。⁽⁴⁰⁾

⁽³⁶⁾ ここでは被抑止国が抱く認識の文脈でのみ論じているが、当然、こうした誘因の存在ゆえに、供与国自身が当該コミットメントを履行する可能性も高まることになる。

⁽³⁷⁾ 集団的自衛権の行使容認をめぐる最近の我が国の議論の中で、「巻き込まれ」のリスクを指摘した例としては、長谷部恭男「集団的自衛権行使容認論の問題点」『自由と正義』65巻9号、2014.9、p.11; 「<社説> 2014 衆院選 集団的自衛権の行使 戦争できる国にするのか」『北海道新聞』2014.11.23; 「こちら特報部 集団的自衛権 実は… (上) 米国の戦争に加勢 「必要最小限度」 共同作戦では無理 「日本独自の判断」 イラク戦争検証もなし」『東京新聞』2014.6.19がある。安全保障のディレンマについては、山内敏弘「安保法制懇報告書における集団的自衛権論」『龍谷法学』47巻2号、2014.10、p.409; 「[解かれた封印 集団的自衛権] (下) 米国の立場 任務の肩代わり期待」『沖繩タイムス』2014.7.5; 「平和国家の変質: 集団的自衛権・閣議決定 2 (その2 止) 緊張招く「抑止力強化」」『毎日新聞』2014.7.3.

⁽³⁸⁾ なお、同盟理論の文脈では、「見捨てられ」を回避するために同盟を強化すると、それが結果として「巻き込まれ」のリスクを高めるだけでなく、被抑止国との間で安全保障のディレンマを引き起こす可能性があり、それゆえ両者は関連したものとして扱われている。土山 前掲注(9), pp.296-297.

⁽³⁹⁾ Michael Mandelbaum, *The Nuclear Revolution: International Politics Before and After Hiroshima*, Cambridge: Cambridge University Press, 1981, pp.151-152.

⁽⁴⁰⁾ 土山 前掲注(9)

同盟のディレンマは、同盟の中でより国力が劣る「ジュニア・パートナー」につきまとうものであるとされる⁽⁴¹⁾。特に、「ジュニア・パートナー」がグローバルな安全保障政策を持つ大国と同盟を結んでいる場合、前者の側から見れば、大国の対外政策上の焦点は地理的に分散しやすいために、自国が感じている地域内の脅威に対して同じだけの切迫感を持って対処してもらえるのか不安になりやすい。「ジュニア・パートナー」が提供する「価値」に対する大国側の依存度が高ければ、同盟間の「交渉」における立場は強まり、より相手国からのコミットメントの確実な履行を担保しやすくなる、言い換えれば「見捨てられ」の恐怖は小さくなるが、そうでない場合に、「見捨てられ」を回避するべく同盟協力を拡大して同盟を強化するならば、同盟相手国の政策の地理的射程が広い分、自国には全く関係のない戦争に巻き込まれるリスクは大きく高まる。それゆえ、「ジュニア・パートナー」はこの「巻き込まれ」をできる限り避けながら、同盟の強化によってコミットメントの確実な履行を追求していくことが必要になる。

2 安全保障のディレンマ

同盟の強化に動くことによって、被抑止国との間で緊張の高まりを招きうることは、同盟理論の観点からも指摘されている⁽⁴²⁾。これは場合によっては安全保障のディレンマに成りうる

ものであるが⁽⁴³⁾、必ずしもそこに発展するというわけでもない。同盟政策上のリスクとして、被抑止国との間の安全保障のディレンマを考えるのであれば、その定義の面から正確に見ていく必要がある。

(1) 安全保障のディレンマの有無

ロバート・ジャーヴィス (Robert Jervis) コロンビア大学教授が定義するように、安全保障のディレンマは、「ある国家が自国の安全を増進させるために取る手段の多くが、他国の安全を減少させる」⁽⁴⁴⁾ 状況を指す。「自国の安全を増進させる」という点から明らかであるとおりに、安全保障のディレンマとは、本来、防御的な意図を持つ現状維持国間で、いずれの当事国も望んでいないにもかかわらず、相手国の意図に関する不確実性ゆえに、一方が自国の安全確保のために軍事的能力 (military capability)⁽⁴⁵⁾ を増大させれば、もう一方がこれを脅威と認識して自国の軍事的能力を増大させ、これが翻って同様のプロセスを惹起するというスパイラルに陥るものである⁽⁴⁶⁾。このスパイラルの表象として、軍拡競争や緊張の高まりが発生する。

こうした定義が重要なのは、現象として軍拡競争が生起している点は同じでも、そのプロセスの中で当事国が取る施策の意味が全く異なる、他の状況が生起している可能性があるためである。ここで状況を分けるのは、相手国すな

(41) 信田 前掲注(20), p.21. なお、マンデルバウムは、理論上は「見捨てられ」と「巻き込まれ」がすべての同盟当事国に当てはまるとしつつも、冷戦期の NATO のケースでは、「ジュニア・パートナー」であった西欧同盟国が「見捨てられ」を懸念し、「巻き込まれ」はむしろ国力で優る側の米国が懸念していたと指摘している。Mandelbaum, *op.cit.*(39), pp.151-153. これに対して、信田論文では、国際安全保障環境が緊張した際には、国力で優る「シニア・パートナー」が同盟の有用性に注目するために、「ジュニア・パートナー」の側にも「巻き込まれ」の懸念が生起することに言及している。これまでの議論を見る限り、日米同盟の文脈では、概ね後者の指摘がより妥当するものと思われる。

(42) Snyder, *op.cit.*(16), pp.192-198.

(43) 土山 前掲注(9)

(44) Robert Jervis, "Cooperation under the Security Dilemma," *World Politics*, vol.30, no.2, January 1978, p.169.

(45) 軍拡競争の文脈で、「軍事的な任務を遂行する国家の能力」を指し、単なる軍の装備の量などよりも幅広い概念である。Charles L. Glaser, "The Security Dilemma Revisited," *World Politics*, vol.50, no.1, October 1997, p.175.

(46) Adam P. Liff and G. John Ikenberry, "Racing toward Tragedy?: China's Rise, Military Competition in the Asia Pacific, and the Security Dilemma," *International Security*, vol.39, no.2, Fall 2014, p.54.

わち被抑止国の意図である⁽⁴⁷⁾。

自国及び同盟相手国が防御的な意図を持った現状維持国であることを前提として、被抑止国も同様に防御的な現状維持国であるにもかかわらず、相互に相手の意図が分からないために軍拡競争に陥っているとすれば、これはジャーヴィスの定義どおりの安全保障のディレンマに当たる。こうした状況での軍事的能力の拡張は、いずれの側も現状変更の意図を持っていないために、抑止の観点からしても本来は必要のないものであるばかりか、どちらか一方のリソースが尽きない限りはいずれにとっても安全が達成されることはなく、軍拡競争のプロセスの中で相互不信が助長され、緊張が高まっていくことになる。それを回避するためには、むしろ、軍事的能力の増強を手控え、こちらの意図が穏当であるとのシグナルを送ることで、ディレンマを緩和していくが必要になる。

これに対し、自国及び同盟相手国は同じく防御的な意図を持つ現状維持国であるが、相手国が攻撃的な意図を持った現状変更国である場合、軍拡競争が生起していても、それは安全保障のディレンマに起因したものではなく、現状変更を可能にするだけの能力を獲得しようとする被抑止国と、現状維持のための能力を確保しようとする自国及び同盟相手国との間での「競争」である。この場合、軍事的能力の拡大に従事し続けることは、少なくとも抑止の観点からは被抑止国の現状変更行動を防ぐ上で必要な行為となり、逆に増強を手控えることは、現状変更に断固として対応する決意を欠くというシグナルを送り、相手国の冒険主義を助長しかねな

い、危険なものとなる。

なお、ここでは二分類であるが、これに防御的な意図を持ちながらも自国の安全保障への不安から現状変更を試みる国というカテゴリを加え、そうした国家との間では、安全保障のディレンマが生起しうる一方、十分な抑止力を備えなければ現状変更を引き起こし得るため、最も対応が難しいと指摘する議論もある⁽⁴⁸⁾。

基本的に、被抑止国の意図の分析には難しさがあることに加え、国家の意図は変わりうるものであるために、特定の時点でいずれの状況が生起しているのかを断定するのもにも困難が伴う。しかしながら、安全保障政策上、安全保障のディレンマに陥ることをリスクの一つとして考えるのであれば、こうした分析は困難なものではあっても、取るべき対応を決める上で不可欠であるといえよう。

(2) 偶発的衝突のリスク回避

安全保障のディレンマとの関係で、もう一つ取り上げる必要があるのは、現在日中間で協議が進められている海空連絡メカニズムのような、いわゆる信頼醸成措置 (Confidence Building Measures: CBM) が、こうした文脈でいかなる意味を持つのかという点である⁽⁴⁹⁾。

安全保障のディレンマに陥っている状態、すなわち相手国の意図が分からないがゆえに軍拡競争のスパイラルから抜け出せない場合には、当座の課題として、偶発的な衝突などがエスカレートする形で、いずれの側も望まない戦争が発生するのを回避することが極めて重要になる⁽⁵⁰⁾。

やや単純化していえば、ここでの中核的な概

(47) 以下安全保障のディレンマに関する記述は、Robert Jervis, *Perception and Misperception in International Politics*, Princeton: Princeton University Press, 1976, pp.62-83; Charles L. Glaser, "Political Consequences of Military Strategy: Expanding and Refining the Spiral and Deterrence Models," *World Politics*, vol.44, no.4, July 1992, pp.501-506; Glaser, *op.cit.* (45), pp.178-181 を参照した。

(48) Glaser, "Political Consequences of Military Strategy: Expanding and Refining the Spiral and Deterrence Models," *ibid.*

(49) 日中海空連絡メカニズムを含め、CBMの具体的な事例については、本号に掲載の浅井一男「海上事故防止協定 (INCSEA) による信頼醸成一過去の事例と日中海空連絡メカニズムの課題一」を参照のこと。

(50) 被抑止国が現状変更国である場合の意図的な戦争の開始をいかに防ぐかは、基本的に抑止の問題であり、CBMの効力の範疇ではない。

念が、二国間の軍事的緊張が高まった際、当事国が、先制攻撃をかけることでその後の戦争の展開を劇的に有利なものにできると考える場合に、そうした攻撃を実施する強い誘因が生まれ、結果として戦争が発生しやすくなる、「危機の不安定性 (crisis instability)」である⁽⁵¹⁾。「危機の不安定性」が深刻化すると、偶発的な衝突などが発生して緊張が高まった場合に、衝突の当事国は、戦争に踏み切る強い圧力を感じるため、これをいかにして低減していくのかが問われることになる。

「危機の不安定性」の低減は、特に安全保障のディレンマが発生している場合に重要となる。これは、軍拡競争の中で相互の意図についての疑念が深まることで、「相手は先に叩こうと考えているかも知れない」⁽⁵²⁾との意識が生まれやすいことに加えて、安全保障のディレンマが深刻化する条件に、攻撃が防御に対して優位にあることと、攻撃的な政策・兵器体系と防御的なその区別がつきにくいことの二つがあり⁽⁵³⁾、このうち前者の条件が満たされている状態は、「危機の不安定性」と重なり合う部分が出てくるためである⁽⁵⁴⁾。

こうした「危機の不安定性」の低減は、理想的には、関係国間の軍事的状況が攻撃優位の方向に向かわないように、各国の能力構築に一定の

枠をはめる軍備管理枠組みによってなされるのが望ましい。冷戦期の米ソ間で、攻撃優位の状況を生み出す兵器としての多弾頭型の大陸間弾道ミサイルを軍備管理によって規制することを推す主張があったのはこの考えと関連している⁽⁵⁵⁾。しかし深刻な相互不信の下では、そもそも軍備管理は成立しにくい。

そこで、より現実的な施策として、危機時に用いる連絡チャンネルの設置や、特定の種類やレベルの軍事力の配備又は活動の制限や事前通報、軍事面での政策に関する透明化措置などから成る CBM が選択されることになる⁽⁵⁶⁾。CBM は一般に、対立する国家間において相互の行動の予測可能性を向上させることで、互いの意図に関する誤認に起因した、いずれの側も望まない戦争やそのエスカレーションの発生を防ぐ効果を持っており⁽⁵⁷⁾、相手の悪意に関する誤認と攻撃優位の状況ゆえに、「先に叩く」ことへの誘因が強く作用した結果増大する、戦争への圧力を緩和することができる。

CBM の利点は、軍備管理と比べて、当事国の軍事的能力に制約を加えるといった要素が薄いために、より「受け入れられやすい」措置である点にある。もちろん、全く相互の信頼が存在しない状況では、CBM の機能自体が望めない可能性もあるが、いったん機能すれば、CBM

(51) Paul Stockton, "Strategic Stability between the Super-Powers," *Adelphi Papers*, no.213, winter 1986, pp.4, 8.

(52) 厳密には、これは単に「相手が先に叩こうとしているかも知れない」という不安だけでなく、「相手はこちらが先に叩こうとしていると考え、それによって不利になることを避けるために先に叩いてくるかもしれない」といった、いわゆる「奇襲に対する相互の恐怖 (reciprocal fear of surprise attack)」を生む。トーマス・シェリング (河野勝監訳) 『紛争の戦略—ゲーム理論のエッセンス—』勁草書房, 2008, pp.215-216 (原書名: Thomas C. Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1980.)

(53) Jervis, *op.cit.*(44), pp.211-214.

(54) なお、純理論的にいえば、被抑止国が、自国の安全には不安のない現状変更国である場合には、「先に叩かれる」ことへの恐怖を強く感じることはないから、結果として「危機の不安定性」も深刻化しない。とはいえ、現状変更を企図する国家であっても、自国の安全に不安を抱いている場合にはこの限りではない。それゆえ、安全保障のディレンマには該当しない、被抑止国が現状変更国である場合においても、「危機の不安定性」の低減は現実には重要な課題となる。

(55) Jervis, *op.cit.*(44), pp.211-214.

(56) Holly Higgins, *Applying Confidence-Building Measures in a Regional Context*, paper presented at the Institute for Science and International Security, 2002, pp.109-110.

(57) *ibid.*; Steve Tulliu and Thomas Schmalberger, *Coming to Terms with Security: A Lexicon for Arms Control, Disarmament and Confidence-Building*, Geneva: United Nations Institute for Disarmament Research, 2003, p.135.

の履行そのものが、相互の信頼を醸成していく面もある⁽⁵⁸⁾。

IV 安定－不安定のパラドックス

最後に、我が国では専門家の間でも比較的最近用いられるようになった抑止理論の概念として、「安定－不安定のパラドックス (stability-instability paradox)」を取り上げたい。近年、中国や北朝鮮による東アジア地域での小規模な軍事的挑発や現状変更行動（以下「挑発行動等」とする）の発生を指して、このパラドックスが生起しているとの指摘がしばしば見られるようになっており⁽⁵⁹⁾、7・1閣議決定に至るまでの有識者の議論の中でもそうした挑発行動等への抑止や対処がしばしば論じられたことから⁽⁶⁰⁾、この概念とその含意について説明を加えておくことが必要であると思われる。

安定－不安定のパラドックスは、ノースカロライナ大学名誉教授であったグレン・スナイダー (Glenn Snyder) が提唱したもので、元は米ソ間において、相互に相手国を破滅させられるだけの戦略核戦力を両国が保有することによって、戦略核戦争が生起しなくなる一方で、それに至らないレベルの軍事行動、例えば通常戦争や限定核戦争が生起しやすくなることを指した

ものであった⁽⁶¹⁾。ただし、今日の東アジアの文脈ではもう少し緩やかな定義で用いられている。これは、現状変更を企図する国家の核戦力が伸張することで、当該国と東アジア各国に拡大核抑止を提供する米国との間で相互の核抑止が成立する一方、エスカレーションの段階、すなわちエスカレーション・ラダーのより低いレベルでの挑発行動等、例えば準軍事組織等の領海等への侵入や、単発的かつ被害が限定的な軍事攻撃等が起こりやすくなるとするものである。

「安定－不安定のパラドックス」の含意は、そうしたエスカレーション・ラダーのより低いレベルでの挑発行動等への対処のあり方を考える上で最も重要となる。このパラドックスの下で発生する、低次のレベルでの挑発行動等は、エスカレーション・ラダーのより高いレベルでの抑止の信頼性が揺らいだ結果ではない⁽⁶²⁾。むしろ、その高次のレベルにおいて安定が成立したことで、現状変更を企図する側は、エスカレーションの危険をあまり感じることなく、それら低次のレベルでの行動を遂行することが可能になったものである。

この点に鑑みれば、安定が成立しているエスカレーション・ラダーの高次のレベルにおける抑止を強化することは、パラドックスの下で発生している低次のレベルでの挑発行動等の烈度

(58) United Nations General Assembly, *General and Complete Disarmament: Confidence-Building Measures*, October 6, 1981, p.12. <[https://disarmament-library.un.org/UNODA/Library.nsf/4e70cfe21b2c71808525757d004e225d/5f10c7c8bd74fc6c8525761a005e5a13/\\$FILE/A-36-474.pdf](https://disarmament-library.un.org/UNODA/Library.nsf/4e70cfe21b2c71808525757d004e225d/5f10c7c8bd74fc6c8525761a005e5a13/$FILE/A-36-474.pdf)>

(59) 例えば、高橋杉雄「核兵器をめぐる諸問題と日本の安全保障—NPR・新 START 体制、「核兵器のない世界」、拡大抑止—」『海外事情』58巻7・8号, 2010.7・8, p.48; Nobumasa Akiyama, “Mind the Gap: Extended Nuclear Deterrence and the Rise of Conventional Crises,” *Interpreter*, February 21, 2011. <<http://www.lowyinterpreter.org/post/2011/02/21/Mind-the-Gap-Extended-nuclear-deterrence-and-the-rise-of-conventional-crises.aspx?COLLCC=3674138370&>>; Brad Roberts, “Extended Deterrence and Strategic Stability in Northeast Asia,” *NIDS Visiting Scholar Paper Series*, no.1, August 9, 2013, pp.5, 7. <<http://www.nids.go.jp/english/publication/visiting/pdf/01.pdf>>; Tetsuo Kotani, “U.S.-Japan Allied Maritime Strategy: Balancing the Rise of Maritime China,” Michael J. Green and Zack Cooper, eds., *Strategic Japan: New Approaches to Foreign Policy and the U.S.-Japan Alliance*, Center for Strategic and International Studies, 2014, p.56. <http://csis.org/files/publication/141210_Green_StrategicJapan_WEB.pdf>

(60) 例として、勝股秀通ほか「パネルディスカッション 集团的自衛権行使の意義」『読売クオーターリー』29号, 2014.春, pp.32-45.

(61) Glenn Snyder, “The Balance of Power and the Balance of Terror,” Paul Seabury, ed., *Balance of Power*, San Francisco: Chandler, 1965, p.199.

(62) 高橋 前掲注(59)

が上がることを防ぐ意味は持ちえても、そうした行為が低烈度のままで継続されることを抑止する上ではあまり効果を持ちえない。むしろ、そのような行為に対処する上で必要なのは、エスカレーション・ラダーの同等のレベルにおいて、これに有効な対処ができる能力である。

理論上は、挑発行動等が発生している低次のレベルと、安定性が確保されている高次のレベルの間を「架橋する」、すなわちその間のエスカレーションが起りやすい状態を作ること、低次のレベルの挑発行動等に対する抑止力を高めることは可能である⁽⁶³⁾。ただし、高次のレベルでの安定性が確保されているということは、そこへのエスカレーションは抑止側にとっても本来避けたいものである。それゆえ、この施策を有効に機能させようとするならば、抑止側は、自国が高次のレベルへのエスカレーションを忌避する要因になっている脆弱性を克服するか、又は意図的なエスカレーションを起こそうとせずとも、被抑止国との相互作用の中で意図せずしてそれが発生する、「偶然性に委ねられた脅し (threat that leaves something to chance)」⁽⁶⁴⁾に依拠することが求められる⁽⁶⁵⁾。そうでなければ、いくら「架橋」を主張してみたところで、被抑止国からすれば、本来安定が成立しているはずのレベルへのエスカレーションの威嚇に、信頼性が伴うようには映らないためである。

なお、この観点を踏まえたときに、一つ留意しなければならないのは、「二重の」パラドックスが存在する可能性であろう。ブラッド・ロバーツ (Brad Roberts) 元米国防次官補代理は、ここ最近の中国の挑発行動等の増大を引き起こしている要因としては、同国の核戦力の拡充だけでなく、通常戦力の伸張なども考えられると指摘する⁽⁶⁶⁾。これが正しいとすれば、核のレベルでの安定が、通常戦争以下のレベルに総体として挑発行動等が発生しやすくなる効果をもたらす一方、通常戦争のレベルでは、核のレベルとは異なる要因に基づく安定が成立することで、実際にはエスカレーション・ラダーのさらに低いレベルでの挑発行動等が頻発するという、パラドックスの中にパラドックスが内包される状況が生起することになる。

この場合、通常戦争レベルでの抑止力を強化することは、「外側の」パラドックスの影響で、同レベルでの烈度の高い挑発行動等が発生することへの抑止や対処には役立つものの⁽⁶⁷⁾、それ自体は、「内側の」パラドックスの影響でさらに低いレベルで発生している挑発行動等への抑止や対処には直結しない可能性が高い。「架橋」の論理に依拠して、そうしたエスカレーション・ラダーの低次のレベルから通常戦争レベルへのエスカレーションが起りやすくなることで、それらの挑発行動等を抑止することは理論上可能であるものの、先に述べた「架橋」に必要な

(63) 現在日米両政府間で作業が進められている、日米ガイドライン改訂の中で、日本政府は可能な限り米国を、いわゆるグレーゾーン事態への対処にも関与させる方向で交渉を進めているとされる。「集団的自衛権 日米同盟さらに強化 尖閣防衛 統合作戦も」『読売新聞』2014.7.2. こうした施策は、グレーゾーン事態の直接的な対処そのものに当初から自衛隊と米軍が共同で当たることを想定しない限りは、この論理に則ったものであり、グレーゾーンから日米が連携して対処し、よりエスカレーション・ラダーの高いレベルまで、日米間の「切れ目のない」連携を確立するとの方向性は、まさにその典型である。

(64) シェリング 前掲注(52), p.195.

(65) 冷戦期の NATO の戦略は、まさに通常戦争レベルと戦略核レベルの間でこうした「架橋」を試みるものであり、そのために取られた施策は、基本的にはこれら二つの方向性に則っていた。S. Paul Kapur, *Dangerous Deterrent: Nuclear Weapons Proliferation and Conflict in South Asia*, Stanford: Stanford University Press, 2007, pp.37-39.

(66) Roberts, *op.cit.*(59), p.13.

(67) 通常戦争レベルでの安定が成立している状態で、「外側の」パラドックスの影響でこのレベルでの烈度の高い挑発行動が発生するという状況は、一見矛盾するようにも思えるが、抑止側と現状変更側のいずれにとっても通常戦争が望ましくない状況であったとしても、現状変更側はこれを逆手に取って、いわゆる「瀬戸際政策 (brinkmanship)」や「既成事実化戦略 (fait-accompli strategy)」に訴えることが可能である。

条件を満たすこと、特にそこに、同盟国のコミットメント確保と被抑止国から見た信頼性の担保という要素が加わる場合の難しさは、低次のレベルでの挑発行動等に対する抑止のあり方を考える上で、十分に留意される必要がある。

おわりに

冒頭で述べたとおり、本稿では、集団的自衛権論議のいわば前提として、国際政治学・戦略論の理論のうち、集団的自衛権の問題と関係が深いと思われる概念等を取り上げた。このような議論に対しては、抽象性が高く、現実を充分にとらえきれないとの批判があろう。しかしながら、これらの理論の強みは、現実をある程度単純化してモデル化することで、政策を考える上での「視座」を提供し、論点を分かりやすく提示できることにある。こうした議論を踏まえて、現実の政策論議の中に、それらの理論上で提示された論点が、充分織り込まれていくことが望ましい。

この認識に照らした場合、先述のとおり、7・1閣議決定に至る過程で、集団的自衛権の問題と極めて関係が深いにもかかわらず、同盟や抑

止に関する論点が十分に議論されなかった状況は、本稿で概観してきた国際政治学・戦略論の理論を改めて参照する必要性を強く示しているといえよう。

もっとも、本稿では集団的自衛権の問題と関係が深いと思われる同盟及び抑止の理論を取り上げてはいるが、当然ながらこれらは関連する理論を網羅的に論じたものではないし、取り上げた項目についても、批判等を含めて議論を尽くすことができたわけでもない。不足については、今後の議論の中で補われていくことが望まれる。

7・1閣議決定と、それを受けて今後より具体的な形で議論がなされるであろう安全保障法制の整備は、我が国の安全保障政策の帰趨を左右しうる、極めて重要な問題であることは間違いない。安全保障法制の国会審議は、現時点では2015年5月ごろに開始の見込みと報じられているが⁽⁶⁸⁾、その審議の中では、法的及び軍事的な具体論のみに終始するのではなく、我が国の同盟及び抑止政策のあり方に関して、根本的な議論が求められよう。

(くりた まさひろ)

(68) 「通常国会開幕、安保・農協・雇用が争点に、与党内調整にも火種」『日本経済新聞』2015.1.27.